

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

○亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部改正
 (都市計画課) 4

—— 規 則 ——

○亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部改正
 (保険医療課) 5

○亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部改正
 (都市計画課) 5

—— 告 示 ——

○令和4年度亀岡市国民健康保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の保険料率
 (保険医療課) 6

○亀岡市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業実施要綱の廃止
 (子育て支援課) 7

○亀岡市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱の廃止
 (子育て支援課) 7

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 7

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 7

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 8

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 8

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 8

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 9

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 9

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 9

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 10

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 10

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 10

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 11

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 11

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 11

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 12

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 12

○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 12	○農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課) 34
○指定居宅介護支援事業者の指定 (高齢福祉課) 13	○亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 34
○亀岡市サンガスタジアム・イノベーション・フィールド実証実験補助金交付要綱の一部改正 (商工観光課) 13	○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 35
○亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会設置要綱の一部改正 (文化国際課) 13	○都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 38
○亀岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の一部改正 (人権啓発課) 14	○公募型プロポーザル方式による事業者の選定 (環境政策課) 38
○既存集落まちづくり区域の変更 (都市計画課) 14	○公募型プロポーザル方式による業務受託候補者の選定 (情報政策課) 39
○既存集落まちづくり区域の指定 (都市計画課) 15	○本市職員採用試験の結果 (人事課) 40
○都市計画法第34条第11号の規定に基づく条例区域の指定 (都市計画課) 16	○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 40
訓 令	
○亀岡市事務処理規程の一部改正 (企画調整課) 18	任 免 及 び 辞 令
公 告	
○一般競争入札の執行 (財産管理課) 20	規 則
○公募型プロポーザル方式による事業者の選定 (高齢福祉課) 23	○児童生徒の入学すべき学校区を指定する規則の一部改正 45
○公募型プロポーザル方式による優先交渉権者の選定 (資源循環推進課) 27	任 免 及 び 辞 令
○都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 28	選 挙 管 理 委 員 会 欄
○一般競争入札(条件付き)にかかる特定建設工事共同企業体の公募 (契約検査課) 29	告 示
○南丹都市計画生産緑地地区の変更による都市計画案の縦覧 (都市計画課) 34	○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数 47
	○亀岡市議会の解散請求並びに亀岡市の市長等及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数 47
	○合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数 47
	○選挙人名簿抄本閲覧の状況 47
	○在外選挙人名簿抄本閲覧の状況 51

○参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場の設置場所	51	○令和4年7月定例総会の開催	59
○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数	51	上下水道部欄	
○亀岡市議会の解散請求並びに亀岡市の市長等及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数	51	—— 規 程 ——	
○合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数	52	○亀岡市上下水道部決裁規程の一部改正	61
○参議院議員通常選挙における投票管理者及び同職務代理者	53	—— 告 示 ——	
○参議院議員通常選挙における各投票区の投票所	54	○亀岡市指定給水装置工事業者指定の告示	63
○参議院議員通常選挙における投票記載所の氏名掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	55	○亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示	63
○参議院議員通常選挙における期日前投票所	55	○亀岡市指定給水装置工事業者指定の告示	64
○参議院議員通常選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者	55	○亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示	64
○参議院議員通常選挙での在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る期日前投票所の指定	57	○公示送達	65
○指定在外選挙投票区の指定	57		
○参議院議員通常選挙における開票管理者及び同職務代理者	58		
○参議院議員通常選挙の開票の場所及び日時	58		
○参議院議員通常選挙における亀岡市開票区の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時	58		
農業委員会欄			
—— 公 告 ——			
○令和4年6月定例総会の開催	59		

公布された条例のあらまし

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 京都府開発審査会付議基準に規定する災害危険区域等からの建築物等の移転及び既存の土地利用を適正に行うために必要な最低限の管理施設の建築に係る開発許可手続の迅速化及び簡素化を図るため、当該規定を条例に移行することとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月30日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第16号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成28年亀岡市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「次の各号に掲げる開発行為」の次に「（第3号及び第5号以外の開発行為については、令第29条の9第4号（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害特別警戒区域」という。）を除く。）及び第5号に掲げる区域を含む土地の区域における開発行為を含む。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (6) 市街化調整区域内の建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域等災害が発生するおそれがある区域から建築物又は第一種特定工作物を移転する場合で、従前とほぼ同一の規模の敷地において行う従前とほぼ同一の用途及び規模の建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設を目的として

行う開発行為

第9条第1項中「次の各号に掲げる建築行為等」の次に「(第3号及び第6号以外の建築行為等については、令第29条の9第4号(土砂災害特別警戒区域を除く。)及び第5号に掲げる区域を含む土地の区域における建築行為等を含む。)」を加え、同項に次の2号を加える。

- (7) 市街化調整区域内の建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域等災害が発生するおそれがある区域から建築物又は第一種特定工作物を移転する場合で、従前とほぼ同一の規模の敷地において行う従前とほぼ同一の用途及び規模の建築行為等
- (8) 原則として露天の資材置場又は駐車場として、現に適正に使用されている土地の出入口等に建築する管理棟(10平方メートル以内)及び便所の新築

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

規 則

亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第16号

亀岡市国民健康保険条例施行規則
の一部を改正する規則

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和4年6月30日」を「令和4年9月30日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月30日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第17号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則（平成28年亀岡市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第7条の表第3号の項中「又は葎田野地区」を「、葎田野地区、旭地区又は曾我部地区」に、「飲食店、その他これらに類するもの」を「飲食店その他これらに類するもの」に改める。

第8条の表第3号の項中「又は葎田野地区」を「、葎田野地区、旭地区又は曾我部地区」に、「アに掲げるもののほか自己の居住の用に」を「アに掲げるもののほか、自己の居住の用に」に、「ウに掲げるもののほか第一種低層住居専用地域内に」を「ウに掲げるもののほか、第一種低層住居専用地域内に」に、「飲食店、その他これらに類するもの」を「飲食店その他これらに類するもの」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告 示

亀岡市告示第119号

令和4年度亀岡市国民健康保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の保険料率を次のとおり決定したので、亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）第16条第3項、第16条の6の5第3項及び第16条の10第3項の規定により告示する。

令和4年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 基礎賦課額の保険料率

所得割	100分の7.27
被保険者均等割	24,500円
世帯別平等割	16,920円
世帯別平等割半額	8,460円
世帯別平等割4分の3額	12,690円

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

所得割	100分の2.78
被保険者均等割	9,250円
世帯別平等割	6,390円
世帯別平等割半額	3,200円
世帯別平等割4分の3額	4,800円

3 介護納付金賦課額の保険料率

所得割	100分の2.69
被保険者均等割	11,050円
世帯別平等割	5,560円

「揭示済」

亀岡市告示第120号

亀岡市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱（令和3年亀岡市告示第94号）は、廃止する。

令和4年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第121号

亀岡市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱（令和3年亀岡市告示第145号）は、廃止する。

令和4年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第122号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年6月2日

亀岡市長 桂川孝裕

「千代川町小林区」

1 変更があった事項

区域の変更

2 変更の内容

本会の区域は、亀岡市千代川町小林植田、下戸、前田、美都路、神田の全域、並びに西芝の全域から西芝111番地を除いた区域、及び北ン田の全域から、北ン田1番地、2-1番地、2-2番地、2-3番地、4番地、5-2番地、6番地、6-3番地、7-1番地、10番地、12-1番地、13-19番地、13-20番地、13-29番地、14-6番地、14-8番地、14-10番地、14-11番地、14-14番地を除いた区域と、亀岡市千代川町湯井巽筋1-1番地、1-11番地、1-12番地、1-17番地、1-18番地、14-1番地を入れた区域とする。

3 変更年月日

令和4年6月2日

4 変更理由

規約の区域表示が現在の区域表示と異なるため

「揭示済」

亀岡市告示第123号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年6月2日

亀岡市長 桂川孝裕

「柳町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 畑 武巳

2 変更年月日

令和4年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第124号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年6月2日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町勝林島上島区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 関 徳治

2 変更年月日

令和4年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第125号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年6月2日

亀岡市長 桂川孝裕

「西町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 中村 善剛

2 変更年月日

令和4年4月24日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第126号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年6月2日

亀岡市長 桂川孝裕

「篠町西山区自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 坪根 小栄

2 変更年月日

令和4年4月23日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第127号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年6月2日

亀岡市長 桂川孝裕

「蕨田野町柿花区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 王子 清造

2 変更年月日

令和4年4月16日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第128号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年6月2日

亀岡市長 桂川孝裕

「宮川区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 山口 忠弘

2 変更年月日

令和4年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第129号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年6月2日

亀岡市長 桂川孝裕

「東別院町南掛区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 三浦 央時

2 変更年月日

令和4年4月3日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第130号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年6月2日

亀岡市長 桂川孝裕

「西別院町上ノ谷区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 原田 保博

2 変更年月日

令和4年4月2日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第131号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年6月2日

亀岡市長 桂川孝裕

「曾我部町犬飼区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 土岐 敏男

2 変更年月日

令和4年4月17日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第132号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年6月2日

亀岡市長 桂川孝裕

「千代川町小林区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 齋田 義彦

2 変更年月日

令和4年4月24日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第133号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年6月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「見立南区自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 堀内 政八郎

2 変更年月日

令和4年5月15日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第134号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年6月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「宮前町猪倉区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 中村 克彦

2 変更年月日

令和4年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第135号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年6月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「大井町土田区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 俣野 光雄

2 変更年月日

令和4年5月8日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第136号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年6月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「東別院町大野区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 福田 正弘

2 変更年月日

令和4年4月2日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第137号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年6月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「蕪田野町西佐伯区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 長谷川 富男

2 変更年月日

令和4年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第138号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年6月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「千代川町湯井区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 松本 正明

2 変更年月日

令和4年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第139号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項及び第79条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和4年6月20日

亀岡市長 桂川孝裕

1 事業者の名称

株式会社あん

2 事業所番号

2671600712

3 事業所の名称

ゆずりは居宅介護支援事業所

4 事業所の所在地

亀岡市篠町柏原上小井根1番地58

5 指定年月日

令和4年7月1日

6 サービスの種類

居宅介護支援

「揭示済」

亀岡市告示第140号

亀岡市サンガスタジアム・イノベーション・フィールド実証実験補助金交付要綱（令和3年亀岡市告示第168号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月22日

亀岡市長 桂川孝裕

別表第1に備考として次のように加える。
備考 人件費にあつては、当該補助対象経費の合計額に3分の1を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を限度とし、当該額が100万円を超える場合は100万円とする。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第141号

亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会設置要綱（令和3年亀岡市告示第59号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月27日

亀岡市長 桂川孝裕

第8条を第10条とし、第7条を第9条とし、

第6条を第8条とし、同条の前に1条を加える。

(小委員会)

第7条 座長が必要と認めるときは、懇話会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属する委員は、座長が指名する。

3 小委員会に委員長を置く。

4 委員長は、小委員会に属する委員の中から互選によって定める。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(アドバイザー)

第4条 第3条に規定する委員のほか、懇話会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、懇話会の所掌事項について専門的な知識又は経験を有する者とする。

3 アドバイザーは、専門的な見地から懇話会の所掌事項に関する助言又は指導を行うものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第142号

亀岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和3年亀岡市告示第20号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月27日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第4項中「パートナーシップ宣誓制度

に係る都市間連携に関する協定」を「パートナーシップ宣誓制度等に係る都市間連携に関する協定」に改める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第143号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成28年亀岡市条例第42号）第8条第1項第3号及び第9条第1項第3号の規定に基づく指定区域を変更したので、同条例第8条第2項において準用する第6条第6項の規定により、当該指定区域の変更に係る図書を次のとおり縦覧に供する。

令和4年6月30日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定区域の名称及び土地の区域
 蕨田野地区（亀岡市蕨田野町、曾我部町穴太 地内）
- 2 縦覧場所
 亀岡市安町野々神8番地
 亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 3 その他
 許容する予定建築物等の用途は変更しない。

「揭示済」

亀岡市告示第144号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成28年亀岡市条例第42号）第8条第1項第3号及び第9条第1項第3号の規定に基づく指定区域を指定したので、同条例第8条第2項において準用する第6条第6項の規定により告示し、指定に係る図書を次のとおり縦覧に供する。

令和4年6月30日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定区域の名称及び土地の区域
旭地区（亀岡市旭町 地内）
曾我部地区（亀岡市曾我部町 地内）
- 2 予定建築物等の用途
〔開発行為〕
 - (1) 専用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあつては150平方メートル以上のもの、その他のものにあつては300平方メートル以上のものに限る。）
 - (2) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあつては150平方メートル以上のもの、その他のものにあつては300平方メートル以上のものに限る。）
 - (3) (4)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
 - (4) 次に掲げる農業の利便を増進するために

必要な店舗等でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗

イ アの農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店

ウ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

- (5) 診療所
- (6) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの
- (7) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの
〔建築行為〕
 - (1) 自己の居住の用に供する専用住宅（〔開発行為〕(1)又は(2)のうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを除き、かつ、新築の場合にあつてはその敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）
 - (2) (1)に掲げるもののほか、自己の居住の用に供する専用住宅（その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。）

(3) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（〔開発行為〕(1)又は(2)のうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを除き、かつ、新築の場合にあっては敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）

(4) (3)に掲げるもののほか、第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。）

(5) (6)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分とその用途に供するものを除く。）

(6) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分とその用途に供するものを除く。）

ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗

イ アの農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店

ウ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

(7) 診療所

(8) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあっては150平方メートル）以内のもの

(9) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあっては150平方メートル）以内のもの

(10) 旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業に係るもの（用途を変更する場合に限る。）

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第145号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域を指定したので、亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成28年亀岡市条例第42号）第6条第6号の規定により告示し、指定に係る図書を次のとおり縦覧に供する。

令和4年6月30日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定区域の名称及び土地の区域
南条地区（亀岡市曾我部町南条及び西条
地内）
- 2 環境の保全上支障がある予定建築物等の用
途
建築基準法（昭和25年法律第201号）
別表第2（ろ）項に掲げる建築物の用途以外
の用途
- 3 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

訓 令

亀岡市訓令第3号

庁中一般

亀岡市事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市事務処理規程の一部を改正する訓令

亀岡市事務処理規程（昭和58年亀岡市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1財務に関する事項を次のように改める。

財務に関する事項

事項	市長	副市長	部長	課長	副課長
1 収入命令に関すること。					
特に規定するもののほか2,000万円以上			○		
特に規定するもののほか100万円以上2,000万円未満				○	
特に規定するもののほか100万円未満					○
2 国庫及び府支出金等の申請（事前行為等を含む。）に関すること。					
特に規定するもののほか1億円以上	○				
特に規定するもののほか5,000万円以上1億円未満		○			
特に規定するもののほか2,000万円以上5,000万円未満			○		
特に規定するもののほか100万円以上2,000万円未満				○	
特に規定するもののほか100万円未満					○
3 支出負担行為の決定に関すること。					
特に規定するもののほか5,000万円以上	○				
特に規定するもののほか2,000万円以上5,000万円未満		○			
特に規定するもののほか200万円以上500万円未満			○		
特に規定するもののほか10万円以上200万円未満				○	
特に規定するもののほか10万円未満					○

4	支出命令に関すること。				
	特に規定するもののほか2,000万円以上			○	
	特に規定するもののほか200万円以上2,000万円未満				○
	特に規定するもののほか200万円未満				○
5	負担金、補助及び交付金の決定に関すること。				
	500万円以上	○			
	200万円以上500万円未満		○		
	30万円以上100万円未満			○	
	30万円未満				○
6	工事の施行決定及び契約に関すること。				
	5,000万円以上	○			
	2,000万円以上5,000万円未満		○		
7	不用物件の処分及び売却決定に関すること。				
	300万円以上	○			
	100万円以上300万円未満		○		
8	報酬及び給与の支出負担行為の決定及び支出命令に関すること。				
	30万円以上			○	
	30万円未満				○
9	電灯、電力、水道及び電話の使用料並びに郵送料の支出負担行為の決定及び支出命令に関すること。				
	30万円以上			○	
	30万円未満				○
10	軽易、定例又は既定標準による公課、報償金、繰替金、手数料、保険料及び使用料の支出負担行為の決定及び支出命令に関すること。				
	30万円以上			○	
	30万円未満				○
11	債務負担行為を伴う契約の締結及び長期継続契約の締結に関すること。				
	5,000万円以上	○			
	2,000万円以上5,000万円未満		○		
	200万円以上500万円未満			○	
	10万円以上200万円未満				○
	10万円未満				○
※上記金額は、契約期間内の総合計とする。					

附 則

この訓令は、令和4年6月1日から施行する。

公 告

亀岡市公告第54号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和4年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

入札事項	<p>亀岡市公有地の売却（元道路新設改良事業用地） 売却する物件：亀岡市篠町柏原松ノ浦1番3 雑種地 805.89㎡（実測） 亀岡市篠町柏原松ノ浦3番3 雑種地 587.24㎡（実測） ※2筆一括での入札とし、1筆ごとの売却は行わない。</p>
入札日時及び 入札場所	<p>令和4年7月7日（木曜日） 入札：午前10時から午前10時40分まで 開札：午前11時から 場所：亀岡市役所4階入札室</p>
入札参加資格	<p>日本国内に居住している者。ただし、次のアからオまでに該当する者は参加できない。 ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者 イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者 ウ 亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団員等並びにこれらの者の依頼を受けて市有地等の売買契約をしようとする者 エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する者 オ 亀岡市税に滞納がある者</p>
参加申込み	<p>この入札に参加を希望する場合は、事前の申込みを必要とする。</p>
参加申込受付 期間及び場所	<p>参加申込みは、次の期間内に亀岡市役所1階財産管理課（14番窓口）にて受け付ける。 令和4年6月10日（金曜日）から令和4年6月30日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 受付時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）</p>
実施要領及び 入札参加申込 書等の配布	<p>「亀岡市公有地の売却について（亀岡市篠町柏原松ノ浦1番3、同3番3）：実施要領【令和4年7月7日入札実施】」として、令和4年6月1日（水曜日）から亀岡市ホームページにて配布する。入手できない場合は亀岡市財産管理課に問い合わせること。</p>

<p>予定価格（最低売却価格）の有無</p>	<p>予定価格（最低売却価格）を次のとおり設定する。 78,000,000円</p>
<p>土地の利用及び留意事項</p>	<p>入札する物件は、次の土地利用条件等が付される。</p> <p>ア 周辺地域の生産環境、業務環境又は居住環境と調和した開発を購入者が事業主として行うこととし、購入者自らが一切事業に着手することなく第三者に譲渡することは固く禁ずる。</p> <p>イ 給水に関する条件：当該地に給水管の引込みはない。前面道路等に配水管が布設されていないため、新規引込み口径に合わせた配水管の布設整備が必要。配水管の整備にあたっては、亀岡市水道課と協議が必要。なお、配水管の整備に係る工事費用については、全額申請者の負担となる。給水装置工事申込時に加入金（口径加入金・面積加入金・申請手数料）が必要。土地利用の状況に応じて関係課と十分協議、調整を行うこと。</p> <p>ウ 下排水に関する条件：当該地に公共汚水桝はない。公共汚水桝を設置する場合は、前面道路等に下水道本管を布設する必要がある。下水道本管の布設整備にあたっては、亀岡市下水道課と協議が必要。なお、下水道本管等の布設整備に係る工事費用については、全額申請者の負担となる。当該地は供用開始区域外のため、負担金は賦課されていない。下水道施設の使用には、受益者負担金（440円/㎡）が必要。土地利用の状況に応じて関係課と十分協議、調整を行うこと。</p> <p>エ 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行条例（昭和35年京都府条例第13号）、亀岡市の関係条例、その他全ての関係法令等を遵守するとともに、土地利用の状況に応じて関係機関、関係課等と十分協議、調整の上、適切に処理すること。</p> <p>オ 本物件上には、既存建物（倉庫：未登記）が存在する。売却物件は、既存建物を含み、物件引渡し日時点における現状有姿のまま売り渡すものであり、契約不適合責任を負わない。ただし、購入者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条に規定する消費者の場合、引渡しの日から2年間に限り民法（明治29年法律第89号）第562条から第564条までに定める契約不適合責任を負う。</p> <p>カ 既存建築物について解体が必要な場合は、解体撤去費用については、購入者の負担となる。なお、本市は、解体撤去工事に起因して発生する損害等について、責任を負わない。</p> <p>キ 土地利用、工事等にあたり、近隣住民に対して誠意をもって対応することとし、亀岡市は関与しない。なお、工事等に伴う騒音、振動、埃等及び新施設を建設したことに起因する電波障害、風害、日影等の周辺への影響については、購入者の責任において対応すること。</p> <p>ク 接道条件、敷地内の高低差や復旧修繕工事箇所などを含め、現地及び周辺環境の状況を購入者自身で確認の上、入札参加すること。</p>

土地の用途制限	<p>入札する物件は、売買契約書において次の用途制限が付される。</p> <p>ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に供しないこと。</p> <p>イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第4項から第11項までに規定する風俗関連営業の用途に供しないこと。</p>
無効な入札	<p>次の入札は無効とする。</p> <p>ア 入札参加資格のない者がした入札</p> <p>イ 指定の時刻までに提出しなかった入札</p> <p>ウ 所定の入札書によらない入札</p> <p>エ 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札</p> <p>オ 入札者又はその代理人が同一の入札について、2枚以上の入札をした場合のその全部の入札</p> <p>カ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合のその全部の入札</p> <p>キ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が識別できない入札</p> <p>ク 入札金額を訂正した入札</p> <p>ケ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札</p> <p>コ 指定の日時までに事前申込みをしなかった者がした入札</p>
落札者の決定方法	<p>予定価格（最低売却価格）以上の額の入札のうち、最高額で入札した者を落札者とする。同額の入札をした者が二人以上あるときは「くじ」による。</p>
入札保証金及び契約保証金	<p>入札保証金（京都手形交換所参加金融機関が振り出した保証小切手）は入札額の5%以上、契約保証金は契約金額の10%以上とする。</p>
その他	<p>入札に関する注意事項、契約に関する注意事項、物件情報等は「亀岡市公有地の売却について（亀岡市篠町柏原松ノ浦1番3、同3番3）：実施要領【令和4年7月7日入札実施】」で確認し、全て承知、承諾の上、入札参加すること。</p>
問い合わせ先	<p>亀岡市会計管理室財産管理課 電話0771-25-5160</p>

「揭示済」

亀岡市公告第55号

亀岡市ボランティアポイント制度（（仮称）いきがい健幸ポイント制度）に関するシステム構築業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和4年6月6日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

亀岡市ボランティアポイント制度（（仮称）いきがい健幸ポイント制度）に関するシステム構築業務

(2) 業務内容

亀岡市では、「亀岡市ボランティアポイント制度（（仮称）いきがい健幸ポイント制度）」（以下「本制度」という。）の実施を、令和5年度に開始する予定である。

（※本制度の概要については、「別添 亀岡市ボランティアポイント制度（（仮称）いきがい健幸ポイント制度）の概要」を参照のこと。）

本制度を市民が利用するにあたり、利用者の登録、活動団体の登録、活動に参加したポイントの付与、貯まったポイントの状況参照、ポイントの還元申請、活動の検索・参加申込み、会員の検索・参加要請機能といったシステム構築に係る全般的な作業を行うものである。

※詳細は、別紙「亀岡市ボランティアポイント制度（（仮称）いきがい健幸ポイント制度）システム導入業務仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 見積限度額

8,000,000円

（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加するためには、次に掲げる資格要件を全て満たさなければならない。ただし、契約締結の間に、資格要件のいずれかを有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 本業務の公示日から契約締結日までの期間において、国や地方公共団体等の指名停止を受けていない者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6

号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) プライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又はそれらと同等のセキュリティの規格を取得していること。

(7) 本業務一括再委託しない者であること。

3 手続等

(1) 実施要領

ア 交付期間

公募開始から令和4年6月20日（月）まで

※窓口での交付は、土日、祝日を除き、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

「7 事務局」又は「市ホームページ」からダウンロード

ウ 交付する書類

実施要領、仕様書、参加申込書、その他様式

(2) 参加申込み

ア 提出書類

プロポーザル参加申込書（様式1）

事業所概要（様式2）

業務実績書（様式3）

誓約書（様式4）

亀岡市における入札参加資格認定通知書（受領書）の写し

※上記提出書類は、参加を希望する支店又は営業所について記載すること。

※亀岡市競争入札参加資格者でない場合は、次の書類も併せて提出すること。

法人にあつては商業登記簿謄本（現在事項証明書、履歴事項全部証明書でも可）

個人にあつては住民票等住所がわかる証明書

法人にあつては本社分の直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書（その3又はその3の3）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの）

個人にあつては、直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書（その3又はその3の2）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの）

役員等調書（様式5）

支店又は営業所の場合、本社の委任状

イ 部数 各1部

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

<p>※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで (ただし、正午から午後1時までを除く。)</p> <p>エ 提出場所 亀岡市役所1階 高齢福祉課生活支援係</p> <p>オ 提出期限 令和4年6月20日(月)午後5時15分まで(郵送の場合は必着)</p> <p>(3) 質問の受付及び回答 本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。</p> <p>ア 受付期間 公募開始から令和4年6月10日(金)午後5時まで</p> <p>イ 受付方法 質問書(様式6)に記入の上、「7 事務局」まで電子メール又はFAXで提出すること。電話又は口頭による質問には応じない。</p> <p>ウ 回答日及び回答方法 令和4年6月15日(水)午後5時までに電子メールで回答する。また、市ホームページにも質問及び回答内容を掲載する。</p> <p>エ 質問内容 質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査(評価)に関する質問は一切受け付けない。</p> <p>(4) 企画提案書の提出方法 参加申込みした事業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。ただし、資格確認の結果、本プロポーザルに参加する資格要件を満たさない者に関しては、この限りでない。</p> <p>ア 提出書類 「(5) 企画提案書について」に記載の</p>	<p>とおり</p> <p>イ 提出部数 正本1部、副本7部</p> <p>ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。) ※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで (ただし、正午から午後1時までを除く。)</p> <p>エ 提出先 「7 事務局」に記載のとおり</p> <p>オ 受付期間 令和4年7月1日(金)午後5時15分まで(郵送の場合は必着)</p> <p>(5) 企画提案書について 企画提案書は、次のとおりとする。</p> <p>ア 企画提案書表紙(様式7)</p> <p>イ 企画提案書 企画提案書は、別紙仕様書の内容を踏まえ、次に定めるところにより作成し提出すること。 なお、任意様式にて提出すること。</p> <p>(ア) 企画提案書 「別添 亀岡市ボランティアポイント制度(仮称)いきがい健幸ポイント制度」の概要」及び仕様書の内容を踏まえ、次に示す項目順番を遵守して提案内容等を記載すること。</p> <p>a 本システム導入にあたっての考え方 これまでの業務経験をもとに、本システムを導入するにあたっての考え方等を記載すること。また、導入作業の中で特に留意している点や、重点的に取り組むべき事項を記載すること。</p> <p>b 保守の考え方 仕様書に示す運用保守作業を実現</p>
---	--

するために採用する手法を記載すること。

また、令和5年度以降の年間の保守費用を参考見積書（様式8）に記載すること。

c セキュリティ対策

本システムにおけるセキュリティ対策について、仕様書別紙「機能要件一覧」を踏まえて記載すること。

d 実施スケジュール

任意の様式で工程表を作成し、導入スケジュールを工程ごとに分かりやすく記載すること。

企画提案書には、提案するスケジュールで留意するポイントとその根拠をわかりやすく記載すること。

(イ) 予定担当者調書（様式9）

(ウ) 機能要件一覧表

仕様書別紙「機能要件一覧表」について、「機能要件一覧表 記入要領」に基づいて記入すること。

(エ) 参考見積書（様式10）及び内訳書

参考見積書については、仕様書に基づき記載すること。また、見積参考図書（内訳書、内訳明細書等含む。）を作成し、併せて提出すること。

なお、金額は税込とし、見積限度額以下の金額とすること。また、提出の際には封入し割印をしておくこと。

(オ) その他企画提案書の記載事項に関連する資料

4 審査

参加要件を満たすと認めた事業者に対し、亀岡市プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別表「審査項目」に基づいた書類審査及びプレゼンテーション審査を実施する。なお、参加者が1者

のみの場合は、選定委員会に諮り決定する。

(1) 日時

令和4年7月8日（金）

※時間は電子メールにて別途通知する。

(2) 場所

WEB会議システム（Zoom）によるオンライン開催

(3) 出席者

出席者は3名以内とする。

(4) 所要時間

45分以内（準備5分、説明30分、質疑応答10分）

(5) 内容

説明は企画提案書に記載した内容とし、提出した資料を画面共有により説明すること。

(6) その他

指定した時間に遅刻したとき、又は欠席したときは失格とする。

プレゼンテーション審査の内容については、事務局による録画を実施する。

5 結果通知等

(1) 優先契約交渉事業者の決定

選定委員会の審査において、最高評価点を得た者を候補者として決定する。最高評価点を得た者が複数の場合は、機能要件一覧表の項目で一番評価の高い者を候補者とする。

なお、最高評価点を得たものが評価点合計の5割に満たない場合にあっては、候補者の選定を行わず、再公募等行うものとする。

(2) 結果通知

審査結果は、優先契約交渉事業者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で通知するとともに、亀岡市ホームページに掲載する。

なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに本市において指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

6 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加申込み（参加表明）後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式11）を提出すること。
- (3) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に発注者の了承を得なければならない。
- (4) 業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則として認めない。
- (5) 提出書類等は返却しない。
- (6) 審査により選定された候補者は、業務委託にかかる「プロポーザル審査結果通知書」受理日から優先契約交渉事業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。
- (7) 契約書に係る仕様書は、本市が示した仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と発注者と協議の上、決定することとする。
- (8) 発注者は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (9) 発注者は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
- (10) 次の場合、提出書類等は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて提出された場合
 - イ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - ウ 提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合
 - エ 提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合

- (11) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。
- (12) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (13) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。
- (14) 企画提案書等の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、事業者の承認を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

7 事務局

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市健康福祉部高齢福祉課

電話番号：0771-25-5027

FAX番号：0771-24-3070

電子メール：

kaigo-hoken@city.kameoka.lg.jp

「揭示済」

亀岡市公告第56号

亀岡市ごみ処理基本計画策定支援事業について、公募型プロポーザル方式により優先交渉者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和4年6月6日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務名

亀岡市ごみ処理基本計画策定支援業務

2 業務期間

契約日から令和5年3月31日まで

3 事業内容及びスケジュール

別紙「亀岡市ごみ処理基本計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領」のとおり

「揭示済」

亀岡市公告第57号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和4年6月6日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

亀岡市千代川町小林西芝22、22の1、23の2

（関連区域）

亀岡市千代川町小林西芝24の4の一部、市有地

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

亀岡市千代川町小林植田5

谷田 幸泰

「揭示済」

亀岡市公告第58号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和4年6月8日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|--------------|---|
| (1) 工事番号 | 水拡施第2号 |
| (2) 工事名 | 第5次拡張事業 王子加圧ポンプ場築造工事 |
| (3) 工事場所 | 亀岡市篠町地内 |
| (4) 工事種別 | 水道施設工事 |
| (5) 工事概要 | 加圧ポンプ設備工事 一式
加圧ポンプ室工事 一式
場内配管工事 一式
場内造成工事 一式
電気計装設備工事 一式 |
| (6) 予定価格（税込） | 102,553,000円
【入札書比較価格（税抜） 93,230,000円】 |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から210日間 |
| (8) 部分払 | 無 |
| (9) 前金払 | 原則40%以内。保証事業会社の保証が必要。 |
| (10) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要） |
| (11) 最低制限価格 | 採用 |
| (12) 入札保証金 | 免除 |
| (13) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社 |

をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(14) 支給材料及び貸与品 無

(15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

(1) 共同企業体の要件

ア 令和4年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定された者2者又は3者による共同企業体とする。ただし、1者が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、全ての構成員が、2者の場合30パーセント以上、3者の場合20パーセント以上の出資比率であるものとする。

エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市の指名停止を受けていないこと。

(2) 共同企業体の代表者の要件

ア 令和4年度亀岡市建設工事入札参加資格において、「水道施設工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。

ウ 主任技術者として、「水道施設工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。また、下請総額が4,000万円以下となる場合は、監理技術者として、「水道施設工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

エ 出資比率が構成員中最大の者であること。

オ 共同企業体による水道施設工事の手持ち工事がないこと。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した水道施設工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の共同企業体による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。）

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 令和4年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。

ウ 主任技術者として、「水道施設工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

エ 共同企業体による水道施設工事の手持ち工事がないこと。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した水道施設工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の共同企業体による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。）

(4) 共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、2者による場合は「〇〇・△△特定建設工事共同企業体」とし、3者による場合は「〇〇・△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

(5) その他

「特記仕様書 第1章 第1節 8.配水管技能者の資格」に記載されている資格を有している者を現場代理人、主任技術者又は監理技術者のいずれかに配置すること。

その他は、一般競争入札公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）
- (3) 技術者配置予定書（別紙）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

技術者配置予定書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

(4) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 技術者配置予定書（別紙）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

※ 提出書類は、電子入札システムにより提出するものとするが、3の(1)、(2)については、押印がある書類のPDF化したものを提出すること。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和4年6月8日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和4年6月8日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和4年6月16日（木） 午前9時から午後5時まで 令和4年6月17日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和4年6月20日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和4年6月15日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和4年6月21日（火）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和4年6月23日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和4年6月27日（月） 午前9時から午後5時まで 令和4年6月28日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和4年6月29日（水） 午前10時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、入札参加申請書と技術者配置予定書により、基本事項につ

いて確認を行い、資格の有無を審査したものであり、技術者配置予定書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

入札金額が、予定価格以下で最低制限価格以上となっている、最低価格の入札者を落札者とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 本案件を落札した業者は、他の共同企業体による水道施設工事の競争入札に参加することができない。ただし、他の案件の公告日までに工事完成届が提出された場合は入札に参加することができる。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第59号

南丹都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和4年6月9日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 都市計画の種類
生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
亀岡市大井町並河3丁目の一部
亀岡市篠町夕日ヶ丘2丁目の一部
- 3 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 4 縦覧期間
令和4年6月9日から
令和4年6月23日まで

「揭示済」

亀岡市公告第60号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和4年6月13日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧期間
令和4年6月13日以後、常時備え置くこととする。
- 2 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第61号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和4年6月14日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧期間
令和4年6月14日以後、常時備え置くこととする。
- 2 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第62号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和4年6月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | | |
|----------------|---------------------------------|------------|-----------|
| (1) 工事番号 | 水配替第2号 | | |
| (2) 工事名 | 亀岡中部農地整備事業（本梅工区）に伴う配水管移設工事（その2） | | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市本梅町地内 | | |
| (4) 工事種別 | 水道施設工事 | | |
| (5) 工事概要 | 配水管布設 | DSGX φ 150 | L = 9.9m |
| | 仮設排泥管布設 | HIVP φ 40 | L = 14.6m |
| | 仮設給水管布設 | | 1戸 |
| | 舗装本復旧 | | 1式 |
| (6) 予定価格（税込） | 2,046,000円 | | |
| | 【入札書比較価格（税抜） 1,860,000円】 | | |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から90日間 | | |
| (8) 部分払 | 無 | | |
| (9) 前金払 | 無 | | |
| (10) 最低制限価格 | 採用 | | |
| (11) 入札保証金 | 免除 | | |
| (12) 契約保証金 | 免除 | | |
| (13) 支給材料及び貸与品 | 無 | | |
| (14) 契約書の要否 | 要 | | |

2 入札参加資格要件

- (1) 令和4年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「C等級」に認定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書（特記仕様書 3. 配水管技能者の資格）及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した水道施設工事（C等

級)の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事(C等級)の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)

(5) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

(※受注金額は、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したもののや契約変更の増減額は対象外とする。)

(6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

(7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書(別紙様式1)

(2) 配置予定技術者調書(別紙様式2)

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者(入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円(建築一式は6,000万円)未満の場合は主任技術者)は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。)

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書の配布期間	令和4年6月15日(水) 午後1時から	共通事項2のとおり

設計図書等の閲覧期間	令和4年6月15日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和4年6月22日（水） 午前9時から午後5時まで 令和4年6月23日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和4年6月24日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和4年6月21日（火） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和4年6月28日（火） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和4年6月30日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和4年7月4日（月） 午前9時から午後5時まで 令和4年7月5日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和4年7月6日（水） 午前10時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第63号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和4年6月17日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
亀岡市篠町馬堀伊賀ノ辻5の2の一部、7の一部、7の1の一部、8の1、9の一部、18の10、18の12、34の一部（関連区域）
亀岡市篠町馬堀伊賀ノ辻5の1の一部、5の3の一部、府有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
亀岡市篠町馬堀伊賀ノ辻7
田中 健一

「揭示済」

亀岡市公告第64号

亀岡市再生可能エネルギー導入戦略・亀岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和4年6月20日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

- (1) 業務名
亀岡市再生可能エネルギー導入戦略・亀岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務
- (2) 業務内容
亀岡市再生可能エネルギー導入戦略及び亀岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定に係る各種調査分析、ビジョン・目標設定、会議等への支援、編集・印刷業

務、総合的なコンサルティングを行う。

(3) 業務期間

契約締結日から令和5年2月22日まで

(4) 業務場所

京都府亀岡市域

(5) 提案限度額

10,000千円

(消費税及び地方消費税を含む。)

2 その他

詳細は、亀岡市再生可能エネルギー導入戦略・亀岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第65号

亀岡市次期グループウェア導入・構築業務委託について、公募型プロポーザル方式により業務受託候補者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和4年6月22日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

亀岡市次期グループウェア導入・構築業務委託

(2) 業務内容

職員間の業務効率及び利便性の向上を目的に、情報共有や連絡手段として必要不可欠なビジネスツールであるクラウドタイプ

型グループウェアの導入・構築、職員への操作説明会、操作マニュアルの作成といったシステム構築にかかる全般的な作業を行うものである。

(3) 業務期間

ア 導入・構築業務

契約締結日から

令和4年9月30日まで

イ サービス利用及び運用保守業務

令和4年10月1日から

令和9年9月30日まで

(4) 見積限度額（消費税及び地方消費税含む。）

ア 導入・構築業務

1,760,000円

イ サービス利用及び運用保守業務

月額 738,650円

2 その他

詳細は、亀岡市次期グループウェア導入・構築業務委託公募型プロポーザル実施要領による。

なお、現在の仕様書は案であるため、本プロポーザルにおいて選定された事業者と協議の上で最終的な仕様を確定する。

「揭示済」

亀岡市公告第66号

令和4年亀岡市公告第39号に基づき実施した本市職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登載したので公告する。ただし、有効期限については、令和6年3月31日までとする。

令和4年6月29日

亀岡市長 桂川孝裕

合格者受験番号

総合土木（上級）

1001、1002、1003、1004、1005

建築（上級）

2001、2003

「揭示済」

亀岡市公告第67号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。
なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和4年6月30日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | |
|----------|------------------------|------------------------------|
| (1) 工事番号 | 区第1号 | |
| (2) 工事名 | (都) 亀岡駅北3号公園設備工事 (その4) | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市追分町下島地内 | |
| (4) 工事種別 | 土木一式工事 | |
| (5) 工事概要 | 3号公園面積 | A=2,900m ² |
| | 施設土工 | 1式 |
| | コンクリート系舗装工 | コンクリート舗装 A=327m ² |

遊具組立設置工	ボード施設	N=5基
サイン施設工	サイン	N=1基
門扉工	管理門扉	N=2箇所
柵工	メッシュフェンス	L=41m

(6) 予定価格（税込） 30,773,600円

【入札書比較価格（税抜）27,976,000円】

(7) 工期 契約日の翌日から130日間

(8) 部分払 無

(9) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）

(10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）

(11) 最低制限価格 採用

(12) 入札保証金 免除

(13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(14) 支給材料及び貸与品 無

(15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

(1) 令和4年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

(2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事

(A等級対象工事)の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)

- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

(※受注金額は、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。)

- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。

(※受注件数とは、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した土木一式工事(A等級対象工事)で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事(A等級対象工事)の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。)

- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)

- (2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者(入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円(建築一式は6,000万円)未満の場合は主任技術者)は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。)

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和4年6月30日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和4年6月30日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和4年7月6日（水） 午前9時から午後5時まで 令和4年7月7日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和4年7月8日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和4年7月5日（火）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和4年7月12日（火）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和4年7月14日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和4年7月19日（火） 午前9時から午後5時まで 令和4年7月20日（水） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和4年7月21日（木） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課
(電話0771-25-5041)

「揭示済」

任免及び辞令

西村 満

亀岡市都市景観審議会委員に委嘱します
任期は令和5年12月20日までとします
令和4年6月2日

久下沼 仁 筭

(各 通) 齋田 隆 朗
松岡 保 彦

亀岡市行政改革推進委員会委員に委嘱します
任期は令和5年3月11日までとします
令和4年6月3日

浅田 信 仁

浅野 剛 蔵

石山 耐 子

今里 佳奈子

奥村 昌 信

川勝 啓 史

神崎 弥

木村 好 孝

櫻間 晴 子

鈴木 康 久

多胡 麻 衣

玉井 亮 子

辻 香

手塚 恵 子

中西 一 夫

並河 杏 奈

西村 満

原田 禎 夫

前田 正 史

三宅 基 子

(各 通)

亀岡市総合計画審議会委員に委嘱します
令和4年6月8日

關 口 学

亀岡市自治委員に委嘱します

令和4年6月17日

齋 藤 義 裕

亀岡市市医の委嘱を解きます

令和4年6月19日

楠 善 夫

亀岡市景観審議会委員の委嘱を解きます

令和4年6月22日

教育委員会欄

規 則

児童生徒の入学すべき学区を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月21日

亀岡市教育委員会

教育長 神先宏彰

亀岡市教育委員会規則第2号

児童生徒の入学すべき学区を指定する規則の一部を改正する規則

児童生徒の入学すべき学区を指定する規則（昭和47年亀岡市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表亀岡小学校の項中「余部町清水・保津町下中島の一部の区域」を「亀岡駅北1丁目から3丁目」に改め、同表城西小学校の項中「北河原町」の次に「・余部町」を加え、「安町・余部町」を「安町」に改め、同表保津小学校の項中「のうち亀岡小学校区以外の区域」を「全域」に改める。

附 則

この規則は、南丹都市計画事業亀岡駅北土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から施行する。

「揭示済」

任免及び辞令

上原久和
 松井史裕
 寺田直人
 川畑隆
 國府美幸
 藤田光宣
 中江ひとみ
 高橋良子
 荒樋博利
 宮本ちひろ
 大嶋久美子
 森田扶美代
 第十麻紀
 柴田喜策
 丹羽一成
 水谷めぐみ
 田端順子
 岸本繁章
 笹岡真代
 福知千絵
 森大策
 尾関恵美子
 上野佳奈子
 島津麻美
 村上由貴
 角田亮太
 安藤直子
 中川美夏
 石田祥子
 土橋安子
 太田智子
 柴田牧子
 中山亜矢子
 中野知美
 高橋理博

(各 通)

西河公子
 鶴尾直広
 福嶋治子
 吉田由利子
 黒田亜希
 藤岡郁子
 渡邊鈴乃
 中村あゆみ
 柏木二郎

(各 通)

亀岡市教育支援委員会委員に委嘱します

令和4年6月1日

齋藤義裕

死亡により亀岡市立本梅小学校学校歯科医の委嘱を解きます

令和4年6月19日

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第22号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和4年6月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

1, 467人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第23号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和4年6月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

24, 442人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第24号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和4年6月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

12, 221人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第25号

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る選挙人名簿抄本閲覧の状況について、同法第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年6月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

1	閲覧年月日	令和3年4月19日～21日、23日
	閲覧申出者の氏名	長澤 満
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	_____
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	_____
	閲覧に係る選挙人の範囲	第1投票区、第2投票区、第40投票区
2	閲覧年月日	令和3年5月11日～14日
	閲覧申出者の氏名	田中 豊
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	_____
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	_____
	閲覧に係る選挙人の範囲	畑野町、東本梅町、本梅町、宮前町
3	閲覧年月日	令和3年5月17日、21日
	閲覧申出者の氏名	長澤 満
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	_____
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	_____
	閲覧に係る選挙人の範囲	第1投票区、第2投票区、第40投票区
4	閲覧年月日	令和3年6月7日～11日、7月5日
	閲覧申出者の氏名	並河 愛子
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	_____
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	_____
	閲覧に係る選挙人の範囲	大井町
5	閲覧年月日	令和3年6月22日～23日、7月1日～2日
	閲覧申出者の氏名	並河 愛子
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	_____
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	_____
	閲覧に係る選挙人の範囲	大井町並河、土田、小金岐
	閲覧年月日	令和3年6月21日～25日
	閲覧申出者の氏名	長澤 満

6	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	_____
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	_____
	閲覧に係る選挙人の範囲	第1投票区、第40投票区
7	閲覧年月日	令和3年7月13日～14日、16日
	閲覧申出者の氏名	並河 愛子
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	_____
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	_____
	閲覧に係る選挙人の範囲	安町、余部町、宇津根町、河原町、北河原町
8	閲覧年月日	令和3年7月27日～30日、8月2日
	閲覧申出者の氏名	田中 豊
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	_____
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	_____
	閲覧に係る選挙人の範囲	葎田野町、吉川町
9	閲覧年月日	令和3年9月27日
	閲覧申出者の氏名	一般社団法人 共同通信社 社長 水谷 亨
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	東京都港区東新橋1-7-1
	閲覧目的の概要	調査研究
	委託者	_____
	閲覧に係る選挙人の範囲	第2投票区
10	閲覧年月日	令和3年10月12日～13日
	閲覧申出者の氏名	三上 泉
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	_____
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	_____
	閲覧に係る選挙人の範囲	第38投票区
11	閲覧年月日	令和3年10月15日
	閲覧申出者の氏名	長澤 満
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	_____

	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	東別院町
12	閲覧年月日	令和3年10月18日
	閲覧申出者の氏名	三上 泉
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	第38投票区
	13	閲覧年月日
閲覧申出者の氏名		読売新聞東京本社 編集局 世論調査部 世論調査部長 湯本 浩司
主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)		東京都千代田区大手町1-7-1
閲覧目的の概要		調査研究
委託者		————
閲覧に係る選挙人の範囲		第31投票区
14	閲覧年月日	令和4年2月9日
	閲覧申出者の氏名	長澤 満
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	南つつじヶ丘

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第26号

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿抄本閲覧の状況について、公職選挙法第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2の規定により準用する公職選挙法第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年6月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

在外選挙人名簿抄本の閲覧は、なかった。

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第27号

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

令和4年6月17日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

【省 略】

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第28号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和4年6月21日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

1,468人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第29号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和4年6月21日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

24,460人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第30号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に
付する請求に要する有権者総数の6分の1の数
は、次のとおりである。

令和4年6月21日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

12,230人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第31号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和4年6月22日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

令和4年7月10日執行 参議院議員通常選挙 投票管理者・同職務代理者一覧表

地区名	投票区番号	投票管理者		同職務代理者	
		氏名	住所	氏名	住所
亀岡	1	山城廣行	省略	藤田雅史	省略
	2	武内政一	省略	酒井敬仁	省略
東別院	3	江見博好	省略	乾彰展	省略
西別院	5	中嶋公三郎	省略	西村重喜	省略
	6	芝英司	省略	田村知弘	省略
曾我部	7	圓山雅之	省略	伊藤正人	省略
	8	齋藤厚	省略	宮川泰一	省略
吉川	9	赤田雅光	省略	佐藤陽介	省略
葺田野	10	竹岡嘉昭	省略	成田一真	省略
本梅	12	西村誠	省略	森英美美	省略
	13	小林功	省略	榎本祐輔	省略
畑野	14	辻村修二	省略	岡本英明	省略
	15	谷口文雄	省略	竹村直樹	省略
宮前	16	山口忠弘	省略	眞里谷努	省略
	17	人見輝雅	省略	三宅晃圓	省略
	18	中村克彦	省略	橋本広明	省略
大井	19	田中清	省略	近藤洋介	省略
	20	川人岳雄	省略	森田幸治	省略
千代川	21	信樂宏	省略	湯浅邦啓	省略
	22	俣野浩幸	省略	俣野孝明	省略
馬路	23	中川敏一	省略	谷裕幸	省略
	24	名倉治之	省略	佐藤知草	省略
	25	堤敏次	省略	足立慎吾	省略
旭	26	佐藤利暉	省略	平井透	省略
	27	射場和美	省略	川勝洋太	省略
千歳	28	人見正一	省略	廣瀬直人	省略
	29	廣瀬忠司	省略	廣瀬敬太	省略
	30	杉崎稔	省略	泊武宏	省略
河原林	31	八木秀一	省略	綾野昌弘	省略
	32	八木清友	省略	林田和也	省略
保津	33	廣瀬文章	省略	山口福子	省略
東本梅	35	奥村嘉宏	省略	井内康博	省略
	36	中西顯	省略	土川有紀	省略
篠	37	木村憲文	省略	荒美大作	省略
篠・東つじ	38	中龍雄	省略	石津仁	省略
西つじ	39	石黒健	省略	串崎眞	省略
亀岡	40	芳野重徳	省略	山口裕貴	省略
篠	41	山本巖	省略	谷智行	省略
南つじ	42	川村敬司	省略	中西孝臣	省略
東別院	43	西野俊博	省略	八田恭尚	省略
篠	44	中村茂	省略	山下大輔	省略
千代川	45	齋田義彦	省略	松永恵理子	省略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第32号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における各投票区の投票所を次のように定める。

令和4年6月22日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

投票区名	投票所の施設	所在地
第1投票区	亀岡小学校	亀岡市内丸町15番地
第2投票区	亀岡市役所市民ホール	亀岡市安町野々神8番地
第3投票区	東別院町ふれあいセンター	亀岡市東別院町東掛一ア15番地8
第5投票区	亀岡市西別院生涯学習センター	亀岡市西別院町袖原佃17番地
第6投票区	犬甘野児童館	亀岡市西別院町犬甘野霜ノ下2、3、4番地
第7投票区	曾我部公民館	亀岡市曾我部町南条北荒水代4番地1
第8投票区	寺区公民館	亀岡市曾我部町寺広畑12番地
第9投票区	吉川公民館	亀岡市吉川町吉田沢63番地
第10投票区	亀岡市葎田野生涯学習センター	亀岡市葎田野町佐伯西ノ辻9番地1
第12投票区	ほんめ町ふれあいセンター	亀岡市本梅町井手梅原3番地
第13投票区	西加舎公民館	亀岡市本梅町西加舎塩賀14番地1
第14投票区	畑野町公民館	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地1
第15投票区	土ヶ畑公民館	亀岡市畑野町土ヶ畑堂ノ下19番地
第16投票区	宮川公民館	亀岡市宮前町宮川谷ノ下103番地
第17投票区	神前ふれあいサロン	亀岡市宮前町神前平見1番地1
第18投票区	猪倉公民館	亀岡市宮前町猪倉森ノ下10番地
第19投票区	大井小学校	亀岡市大井町並河1丁目3番1号
第20投票区	小金岐区会議所	亀岡市大井町小金岐馬場崎21番地
第21投票区	千代川町自治会館	亀岡市千代川町北ノ庄国主ヶ森19番地
第22投票区	北ノ庄会議所	亀岡市千代川町北ノ庄市場2番地
第23投票区	馬路生涯学習センター	亀岡市馬路町流川2番地1
第24投票区	池尻区公民館	亀岡市馬路町池尻60番地1
第25投票区	馬路老人センター	亀岡市馬路町小米田45番地4
第26投票区	旭コミュニティセンター	亀岡市旭町年角25番地
第27投票区	山階公民館	亀岡市旭町井戸ノ下211番地2
第28投票区	国分公民館	亀岡市千歳町国分西垣内15番地1
第29投票区	千歳町自治会事務所	亀岡市千歳町千歳垣根2番地3
第30投票区	出雲会議所	亀岡市千歳町千歳南所26番地
第31投票区	亀岡市河原林生涯学習センター	亀岡市河原林町河原尻上六反田9番地1
第32投票区	勝林島会議所	亀岡市河原林町勝林島稲荷53番地
第33投票区	保津小学校	亀岡市保津町構ノ内20番地
第35投票区	赤熊公民館	亀岡市東本梅町赤熊南垣内22番地
第36投票区	大内営農センター	亀岡市東本梅町大内上条30番地
第37投票区	安詳小学校	亀岡市篠町篠中北裏68番地
第38投票区	東つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市東つつじヶ丘都台3丁目6番7号
第39投票区	西つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目12番13号
第40投票区	亀岡市文化資料館	亀岡市古世町中内坪1番地
第41投票区	詳徳小学校	亀岡市篠町柏原田中3番地1
第42投票区	亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目43番1号
第43投票区	見立自治会館	亀岡市東別院町鎌倉見立19番地171
第44投票区	西山区集会所	亀岡市篠町王子唐櫃越1番地51
第45投票区	小林区会議所	亀岡市千代川町小林植田61番地

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第33号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投票記載所の氏名掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和4年6月22日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

- 1 場 所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
- 2 日 時 令和4年6月22日 午後5時30分

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第34号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を次のように定める。

令和4年6月22日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

施 設 名	所 在 地
亀岡市役所 市民ホール	亀岡市安町野々神8番地
アル・プラザ亀岡 3階催事場	亀岡市篠町野条上又11番地1

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第35号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和4年6月22日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

令和4年7月10日執行 参議院議員通常選挙
期日前投票所における投票管理者・同職務代理者 一覧表

(1) 市役所 市民ホール

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
令和4年6月23日	俣野健一郎	省略	美馬義晴	省略
令和4年6月24日	美馬義晴	省略	中井康雄	省略
令和4年6月25日	中井康雄	省略	小島香代子	省略
令和4年6月26日	小島香代子	省略	俣野健一郎	省略
令和4年6月27日	俣野健一郎	省略	美馬義晴	省略
令和4年6月28日	美馬義晴	省略	中井康雄	省略
令和4年6月29日	小島香代子	省略	俣野健一郎	省略
令和4年6月30日	小島香代子	省略	俣野健一郎	省略
令和4年7月1日	俣野健一郎	省略	美馬義晴	省略
令和4年7月2日	美馬義晴	省略	中井康雄	省略
令和4年7月3日	中井康雄	省略	小島香代子	省略
令和4年7月4日	小島香代子	省略	俣野健一郎	省略
令和4年7月5日	俣野健一郎	省略	美馬義晴	省略
令和4年7月6日	美馬義晴	省略	中井康雄	省略
令和4年7月7日	中井康雄	省略	小島香代子	省略
令和4年7月8日	中井康雄	省略	小島香代子	省略
令和4年7月9日	俣野健一郎	省略	美馬義晴	省略

(2) アル・プラザ亀岡 3階 催事場

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
令和4年7月2日	小島香代子	省略	上園千佳	省略
令和4年7月3日	俣野健一郎	省略	倉橋浩史	省略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第36号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る期日前投票所を次のとおり指定した。

令和4年6月22日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

施設名	所在地
亀岡市役所 市民ホール	亀岡市安町野々神8番地

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第37号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第2項の規定を適用する同法第44条第1項の規定に基づき、下記のとおり指定在外選挙投票区を指定する。

令和4年6月22日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

記

指定在外選挙投票区 亀岡市第2投票区

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第38号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和4年6月22日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

開票管理者	省略	俣野 健一郎
同職務代理者	省略	美馬 義晴

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第39号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙の開票の場所及び日時を次のように定める。

令和4年6月22日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

- 1 開票場所
ガレリアかめおか
亀岡市余部町宝久保1番地の1
- 2 開票日時
令和4年7月10日
午後9時00分

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第40号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における亀岡市開票区の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和4年6月22日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

- 1 場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
- 2 日時 令和4年7月7日
午後5時00分

「揭示済」

農業委員会欄

公 告

亀岡市農業委員会公告第6号

令和4年6月定例総会を下記のとおり公告する。

令和4年6月3日

亀岡市農業委員会
会長 神崎 弥

記

1 日 時

令和4年6月6日（月）
午後1時30分から

2 場 所

亀岡市役所 市民ホール

3 議 題

- ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
- ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- ・第3号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明交付について
- ・第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について
- ・第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
- ・第6号議案 非農地証明交付について
- ・第7号議案 令和4年6月農用地利用集積計画
- ・第8号議案 令和4年6月農用地利用集積計画（農地中間管理機構・利

用権設定)

- ・第9号議案 令和3年度亀岡市農業委員会事業報告
- ・第10号議案 令和4年度亀岡市農業委員会事業計画（案）
- ・第11号議案 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）
- ・第12号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）
- ・報告第1号 農地法第5条の規定による届出の受理について
- ・報告第2号 農地形状変更の受理について
 - ・農地法第4条第1項第9号の適用除外届出書の受理について
- ・報告第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明交付について

「揭示済」

亀岡市農業委員会公告第7号

令和4年7月定例総会を下記のとおり公告する。

令和4年6月30日

亀岡市農業委員会
会長 神崎 弥

記

1 日 時

令和4年7月5日（火）
午後1時30分から

2 場 所

亀岡市役所 302・303会議室

3 議 題

- ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
- ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- ・第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
- ・第4号議案 令和4年7月農用地利用集積計画（農地中間管理機構・所有権移転）
- ・第5号議案 亀岡農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- ・報告第1号 農地法第4条第1項第9号の適用除外届出書の受理について
- ・報告第2号 農地の転用事実に関する照会の回答について
- ・報告第3号 農地法第5条の規定による届出書の受理について

「揭示済」

上下水道部欄

規程

亀岡市上下水道部決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第8号

亀岡市上下水道部決裁規程の一部を改正する規程

亀岡市上下水道部決裁規程（昭和48年亀岡市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2財務に関する事項を次のように改める。

事項	管理者	部長	課長	副課長
1 収入命令（調定を含む。）に関する事				
特に規定するもののほか2,000万円以上		○		
特に規定するもののほか100万円以上2,000万円未満			○	
特に規定するもののほか100万円未満				○
2 国庫及び府支出金等の申請（事前行為等を含む。）に関する事				
特に規定するもののほか1億円以上	○			
特に規定するもののほか2,000万円以上1億円未満		○		
特に規定するもののほか100万円以上2,000万円未満			○	
特に規定するもののほか100万円未満				○
3 支出負担行為の決定に関する事				
特に規定するもののほか5,000万円以上	○			
特に規定するもののほか200万円以上5,000万円未満		○		
特に規定するもののほか10万円以上200万円未満			○	
特に規定するもののほか10万円未満				○
4 支出命令に関する事				
特に規定するもののほか2,000万円以上		○		

	特に規定するもののほか200万円以上2,000万円未満			○	
	特に規定するもののほか200万円未満				○
5	負担金、補助及び交付金の決定に関すること。（総務・経営課合議）				
	500万円以上	○			
	100万円以上500万円未満		○		
	100万円未満			○	
6	工事箇所及び工事目的の定まっている工事の施行決定及び契約（調査測量設計委託及び用地取得に係るものを含む。）に関すること。				
	5,000万円以上	○			
	500万円以上5,000万円未満		○		
	500万円未満			○	
7	不用物件の処分及び売却決定に関すること。				
	300万円以上	○			
	50万円以上300万円未満		○		
8	給料、手当及び報酬の支出負担行為の決定及び支出命令に関すること。				
	30万円以上			○	
	30万円未満				○
9	電灯、電力、水道及び電話の使用料並びに郵送料の支出負担行為の決定及び支出命令に関すること。				
	30万円以上			○	
	30万円未満				○
10	軽易、定例又は既定標準による公課、報償金、繰替金、手数料、保険料及び使用料の支出負担行為の決定及び支出命令に関すること。				
	30万円以上			○	
	30万円未満				○
11	債務負担行為を伴う契約の締結及び長期継続契約の締結に関すること。（総務・経営課合議）				
	5,000万円以上	○			
	200万円以上5,000万円未満		○		
	10万円以上200万円未満			○	
	10万円未満				○
※上記金額は、契約期間内の総合計とする。					
12	特に規定するもののほか、水道料金等（水道料金、使用料、加入金、手数料及び負担金）に関すること。		○		
13	事業経営のための長期借入金に関すること。	○			
14	事業経営のための一時借入金に関すること。		○		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告 示

亀岡市上下水道部告示第9号

亀岡市指定給水装置工事
事業者指定の告示

令和4年6月3日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住 所
318	有限会社 信栄	代表取締役 佐々木 信次	京都市右京区嵯峨 野秋街道町24-9

2 指定日

令和4年6月3日

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第10号

亀岡市下水道排水設備指定工事
事業者指定の告示

令和4年6月3日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和4年6月3日

2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
310	有限会社 信栄	代表取締役 佐々木 信次	京都市右京区嵯峨野秋街道町24-9

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第11号

亀岡市指定給水装置工事
事業者指定の告示

令和4年6月21日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和4年6月21日

2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
319	大海設備	大西 伸尚	京都市山科区川田欠ノ上14番地36

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第12号

亀岡市下水道排水設備指定工事
業者指定の告示

令和4年6月21日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和4年6月21日

2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
311	大海設備	大西 伸尚	京都市山科区川田欠ノ上14番地36

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第13号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市上下水道部お客様サービス課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国税通則法（昭和37年法律第66号）第14条の規定により告示する。

令和4年6月23日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

交付要求通知書

2 送達を受けるべき者

	住所	氏名
1	省略	福井 操

3 この書類を受領されないときは、国税通則法第14条第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」